

第1回 横浜市障害者施策推進協議会会議録	
日 時	平成29年7月6日(木) 10時00分～12時00分
開催場所	関内中央ビル 10階大会議室
出席者 (五十音順)	大友勝委員 大橋由昌委員 北川はるみ委員 渋谷治巳委員 清水龍男委員 須山優江委員 武安宣明委員 多田葉子委員 田中梨奈委員 永田孝委員 中根幹夫委員 奈良崎真弓委員 西川麻衣子委員 森和雄委員 森恵委員 山川理子委員 山口哲顕委員 山田初男委員 山田武志委員 和田千珠子委員 渡部匡隆会長 渡邊雅子委員
欠席者	岩沢弘秋委員 平井晃委員
開催形態	公開(傍聴者なし)
議 題	<p>1 議題</p> <p>障害者就労啓発事業(公共施設活用事業)について(1) <JR関内駅高架下></p> <p>障害者就労啓発事業(公共施設活用事業)について(2) <浦舟複合福祉施設></p> <p>第3期横浜市障害者プラン中間見直し ～前期3年間の振り返り及び後期3年間の方向性について～</p>
議 事	<p>1 議題1</p> <p>障害者就労啓発事業(公共施設活用事業)について(1) <JR関内駅高架下></p> <p>事務局より資料1について説明した。</p> <p>清水委員) 2020年6月に市役所が新市庁舎に移転し、関内周辺がガラッと変わってしまい、どういう町になるか分からない。つまりターゲットが見えないままで開店をしなければならない状況だ。私はふれあいショップを2店舗運営している。店は終身雇用をしているが、ペイできるかできないかというのが大きなテーマになっている。有償貸付することのだが、福祉の甘えが視点となる。ターゲットが見えれば手を上げたいと思うが、関内周辺がどうなるか分からない。福祉のまちづくりも関内周辺が最初の重点地区だった。店を開店するにはターゲットが見える状態でないと。過去に撤退したのもマーケティングリサーチをしないで開店をして経営不振となり、後手に回ってしまった。もう少し先送りをし、ターゲットが見える状態で開店したほうがよいのではないかと。</p> <p>事務局) ご意見はもっともかと思う。同じタイミングでJR関内駅も整備をしている。そこにも商業スペースが入る予定になっている。JRや関内駅周辺の再編を統括する都市整備局と協議をしながら、進</p>

めていきたいと思っている。パラリンピック、パラトリエンナーレより早い時期に募集をしているのは、この企画について事業者に早くに関わってもらったほうがいいと考えているからだ。ご理解をいただきたい。

渡部会長)他に質問が無ければ、選定についてご承認いただいてよろしいか？

渡部会長)ご意見が無いということでご承認いただいた。

議題 2

障害者就労啓発事業（公共施設活用事業）について(2)
＜浦舟複合福祉施設＞
事務局より資料 2 について説明した。

渡部会長)議題 2 について事務局の案について、承認してもよろしいか。

渡部会長)ご意見が無いということでご承認いただいた。

議題 3

第 3 期横浜市障害者プラン中間見直し
～前期 3 年間の振り返り及び後期 3 年間の方向性について～
事務局より資料 3 から資料 7-2 について説明した。

渡部会長)中間の振り返り、新たな 3 年の方向について、ご意見、ご質問をいただきたい。あわせて、当事者ワーキングとグループインタビューに関する追加意見があったら、お願いしたい。

北川委員)資料 7-1 のテーマ 2。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築とあるが、具体的に良く分からない。精神障害者に対応するのは生活支援センターと、基幹相談支援センターがある。これにケアプラザを巻き込むことを考えているのか、よく分からない。これを構築するには人員も必要だ。どのように考えているのかをお聞きしたい。

事務局)この精神障害にも対応した地域包括ケアシステムというのは、国の障害福祉計画の基本指針の中でこういったシステムを構築するよう掲げられているものだ。一般的には多くの自治体が、精神障害者の地域の生活を支える専門施設を有していないという現状を

踏まえて、主に高齢の方を中心に活動している包括支援センターを活用したものをイメージしての指針かと思う。これについて横浜市では精神障害者生活支援センターを18区に有している。横浜版としてこのシステムをどう構築していくか、あるいは生活支援センターを中心に医療機関との結びつきをもっと強化し、地域で各分野から精神障害の方の生活を支えるようなシステムにするのかをこれから検討していきたい。その中で所管するエリアが小さい地域ケアプラザがどのように機能できるか、あるいは生活支援センターとどのような連携ができるのかということについても考えていく。

北川委員) 基幹相談センターがあるのでどこに相談したらいいのか、たらい回しされるのではという不安がある。

事務局) 相談窓口がいくつもあるのでどこに相談したらいいかわからないとのことだが、逆に相談を受ける機関が情報を共有し、正しい相談機関に結びつける関係を作り上げていきたいと思っている。

北川委員) 精神障害者に加えて知的障害もしっかりとケアできるようにしてほしい。

事務局) それも踏まえて検討したい。

和田委員) 資料4の裏面について。精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築となっている。私が初めて入院したときは、退院するのは完全に治ってからだと思っていた。実際に退院してみると何も変わらずにがっかりした。入院と退院の率をどう考えているのか？

事務局) 入院後3か月69%以上、入院後6か月以上84%以上、入院後1年以上90%以上の退院率の目標というのが国の指針として書かれている。これを本市としてどのように受け止めていくかということだが、市内の状況を見ると、ほぼ国の目標に近い退院率が実現できていると思う。これを継続できることが必要と考えている。

和田委員) 姿が見えなくなると入院したかと思ってしまう。入退院を繰り返す人もいる。退院させたあとにすぐ入院になってしまう。ドクターが退院を考えていると思うがその辺りはどうなのか？

事務局) 入退院を繰り返すのは、退院したときに地域での支えが足りな

かった部分があるのが一つだと思う。そうした状況が無いように、今でも地域移行の定着支援事業を行っているが、包括ケアシステムを考えるなかで、より地域での支えを充実したいと考えている。

和田委員) 地域に知られたくないと思う人もいる。その辺りは？

事務局) 地域の中で本人の意向も踏まえながら、例えば地域の中での通院先、あるいは地域の中での居場所、あるいは地域の中で同じ悩みをもつ方同士の方が大切になると考えている。

武安委員) 資料 7-1。医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について。本年度、医師会からの予算要望で小児在宅医療の推進についてお願いをしている。医療局からモデル事業をやりたいという話をされている。今年度要望した事業とモデル事業との整合性の問題がひとつ。また、関係機関とは具体的にどういうところを指しているのか。

事務局) 医師会の皆さまと、在宅医療を支える制度について現在話し合いをしている。今後具体的に何が出来るかを詰めている。そのひとつとしてモデル事業も俎上にあがっている。関係機関に関しては、市の中でも局が分かれており、各局で検討中だ。関係機関は外部として医師会が先になる。

武安委員) 具体的な関係機関の選定はしていないという理解でいいのか。モデル地区の選定については医療局と折衝して始めるのか？あるいは医療局が先に始めるのか？

事務局) 関係機関の選定についてはその通りだ。モデル地区については、どういう形がいいか、3局と医師会で検討を進めている。まだ検討段階だ。

奈良崎委員) 1つお願い、1つ質問がある。移動支援、ガイドヘルパーについて知的障害でガイドヘルパーの資格を取りたいという人が最近増えてきている。先週も地方で知的障害でもガイドヘルパーの資格を取りたいという内容の講師を頼まれた。知的同士でもガイドヘルパーをとれると思う。知的障害でも本人の要望があればそこに募集をかけてほしい。相談のテーマについて。ケアプラザに相談してほしいと言われる。包括職員が障害者の事を全く理解していない。その研修を是非お願いしたい。

渡部会長) 一つ目のお願いについて事務局から何かあればお願いしたい。

事務局) ヘルパーの件について。養成研修を受けてもらうことになっている。個別に考えていきたい。ガイドボランティアとの組み合わせも含めた検討になると考えている。

渡部会長) 2番の研修について事務局から何かあれば。

事務局) ケアプラザとしては高齢・障害・子どもと幅広い相談を受けている。いろいろなことに対応できる研修を進めていきたい。ご意見として頂戴しておく。全てには対応しきれないこともある。ケアプラザの関わりとしては「つなぐ」という役割がある。そういう役割も併せて対応できるように推進をしていきたいと思う。

渋谷委員) 見方によってはお金が無いから地域住民に任せたいというように見えなくもない。地域住民と対等に生きるためには支援が必要。必要な支援をきちんと提供することを前提としなければいけないと思う。インクルーシブ教育について。現実的に存在する支援学校や療育センターを否定する気はない。基本的には同じ教育を目指すべきではないかと思う。障害理解というが、日常生活を共にしなければ、本当の意味での理解はできない。同じ空間で同じ時間を共有し、同じ教室で学ぶという意味でのインクルーシブ教育を目指すべきだと考える。

事務局) お金がないから地域住民に任せるということではなく、地域の中で生活をしていくために必要な情報支援、コミュニケーション支援、移動支援の必要な量を把握し、提供することが障害福祉計画だ。そこをきちんと行い、障害のある方も地域の一員として暮らすことをこのプランの目標としていきたい。

渡部会長) 必要な支援をしっかりと行っていく決意が込められた主旨と受け止めたい。大事なことだと思うのでお願いしたい。2番目のインクルーシブ教育についての意見についても事務局からお願いしたい。

事務局) インクルーシブ教育の施策について。障害の有無に関わらず、一緒に学ぶということだ。大きな目標の中に、現実のいろいろなニ

ーズもある。それに対応する場や教育施策を幅広く用意することも必要だと思っている。

須山委員) 医師会の武安委員にお聞きしたい。聴覚障害者は病院の職員との応対に関してはずいぶん配慮していただけるようになってきている。しかし、一番困っているのが医師とのコミュニケーションだ。浜難聴では今後医師会に、聴覚障害者に対するコミュニケーションというものを医師にもう少し理解してほしいという事を要望したいという声が上がっている。医師会にその要望を持って行って相談の場を作っていただけるのか。そうした要望についてきちんと医師に通達してもらえるのか。そのあたりをお聞きしたい。あと、雇用率が80%とあるが、雇用する側に障害の理解を求めることが大切だと思う。障害の理解を会社などに市はどのように求めていくのか。就労支援センターが行うのかお聞きしたい。

渡部会長) 最初の質問について。協議会として安武委員にもっていくのは難しい。基本的には医師とのコミュニケーション支援に対して、施策的に今後どのように取り組んでいただけるかというあたりを事務局から回答してもらおうのが良いと思う。医療関係者に対するコミュニケーション支援についての理解や啓発についての取り組みについて事務局からお願いしたい。

事務局) 個別な場面でそういうことが残る。医療の場は命にかかわるため切実と考える。団体の皆さまとは、夏に要望を伺う機会がある。直接伺い、市を通してチャンネルを作りたいと思う。

渡部会長) 雇用率に関してはどうか？

事務局) 資料4-5。就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とするとなっている。この80%という目標は国の指針として就労移行支援事業所から就労された方が定着支援を受けて、その結果80%以上が1年間定着することを目指している。それをひとつの目標とする必要があると思っている。一般論として障害がある方が就労支援センターを通して相談を受けて就労した場合、企業の障害理解が不足しているのなら、就労支援センターから企業に助言をしている。ハローワークでも専門官がいて障害理解を深めるための助言をしている。

大橋委員) 7-2について。意思疎通支援事業の中で厚生労働省の何年か

前の福祉関係の主管課長会議で視覚障害者に対するものとして点訳、音訳も含めて入っている。手話、要約筆記は大事だと思うが、視覚障害者へのサービスが抜け落ちていると思う。このあたりについてどのように考えているのかを後ほど回答いただきたい。具体的な例をあげると、入院したときに治療計画など看護師やケースワーカーなどが説明をしてくれるが、後ほどゆっくり読んでみたいというようなプライバシーに関わるものは意志疎通支援事業の視覚障害者の対象になっているはずだ。点字や音声に関して申し上げると、委員の先生方にも記憶していただきたいのは、横浜市長選挙において、点字、音声の公報で横浜市として十分関わっていないということだ。公職選挙法の169条に、候補者の原稿をそのまま出す規定があり、点字や録音にすると改ざんになるため、私どもの会報の号外として、点字や音声を出している。県や地方の都道府県などは地元の点字図書館や点字出版所のような官立民営のようなところが担っている。県では神奈川ライトセンターがやっている。横浜市には視覚障害者に特化したセンターがない。選挙公報の点字版や音声版などもボランティアにたよっている状況だ。こういう状況で意志疎通支援がすっぽりと落ちている。昨年度も陳情に行ったが、神奈川ライトセンターがあるので、横浜市では視覚障害者向けのセンター化は二重行政になるのではないと言われた。とんでもないという話だ。今回の横浜市長選挙公報の点訳版・音訳版などについて、ライトセンターに頼みに行ったが、県の施設だから市は市でやるように言われたので結局、私どもがやることになった。包括支援センターは国の政策なので、包括的におこなうのはいいが、私はこの包括支援というのにはある意味でガラガラポンサービスだと思っている。先ほども話があったが、いくつも相談施設があっても、幅広い分野を職員がカバーするのは難しい。私どもとして、特に市に対して視覚障害者への情報保障の場をしっかりと確保するよう考えてほしいと思っている。具体的に言うと、情報保障という意味では例を出した選挙公報も含め、差別解消法があっても視覚障害者に対する情報保障がどこまでされているか。障害者プランの中間報告の中では今後の3年にはっきりと目標が出ていない。視覚障害者に対してはどうするのか？選挙の公報すら提供できないのに情報保障と言えるのか。また、災害時の情報提供について言えば、市内にデータ上は6400人くらいの視覚障害者がいるが、その中で私たちの会員は300人くらいだ。災害時の情報保障は市として名簿があって、その使い方、例えば6400人の視覚障害者の手帳保持者がいて、だれが点字、音声、拡大文字を必要とするのかのデータに基づいた支援ができるようなシステムにはなっていないと思う。視覚障害者に

対するサービス全般に対して横浜市の場合はライトセンターなど県を頼りすぎて、独自のサービスが非常に遅れていると思う。障害福祉部長はどうお考えなのか、あとでお聞かせいただきたい。意志疎通支援事業をからめて、視覚障害者の情報保障をちゃんとやっているのか、はっきりとお聞かせいただかないと。3年間のきれい事だけを並べられても、当事者としては納得がいかない。はっきりとした数値目標などを示していただきたい。ヒアリングをしてもちっとも反映されないのでは困る。

本吉部長) 選挙公報については、初めて知った。お時間をいただき、実態を詳しく調べ、何ができるかも含めて視覚障害者に対する情報提供のあり方を考えたい。あらためて話し合いをさせていただきたい。

事務局) さまざまな場面での不都合を上げていただいた。県のライトセンターと同様の機能をもつ施設を、ということについては継続中の話し合いになっている。引き続き話し合いたい。災害時や選挙公報について。包括的な支援センターはガラガラポンであり、個別の対応をしてほしいという事については貴重な意見として承りたい。

渡部会長) 意志疎通支援事業については。

事務局) 計画の中で、今までの枠組みの中で必要な通訳者の必要な数値を入れている。意見をうかがい、組み立てについては考えていきたいと思う。

大橋委員) 視覚障害者に対する意志疎通支援事業は無くてもいいということか。

事務局) なしではない。障害者差別解消法以降の情報保障ということで、少しずつ始めている。継続して話をしていきたいと思う。

大橋委員) そういうことであると、視覚障害者に対する意志疎通支援は抜けてしまうと思う。

事務局) 障害者差別解消法に基づいた合理的配慮をふまえた情報発信をルール化していくことを考えている。あらたな3年間の方向性として記している。

大橋委員) こういった事は文書に入れてくれないと。ここだけで口頭のやり取りをしても文書化しない限りは行政として継承されないのではないかと。検討しますといってもこのままで3年間いってしまう。「視覚障害者に対しても意志疎通支援事業を検討します」くらいの文書を入れてもらわないと。障害者差別解消法と言われたが、部長さんも選挙公報について知らなかった。課長さんたちはご存知だと思うが。委員のいる場ということで、大事なので言うておくが、障害者差別解消云々は健康福祉局の話だけではなく、市全体の問題だ。選管も医療、交通関係も障害者差別解消法をそれぞれの部局で考えてもらわないと。全庁的な問題ではないのか。健康福祉局のなかで障害者差別解消法を言っても、縦割り行政なのだから、そこは対応していただきたい。

事務局) 昨年まで大橋委員ともお話しさせていただいている。文書化について。資料7の10ページに「障害者差別解消の推進に関する取組指針に基づき、視覚・聴覚・知的障害者等への情報提供について合理的配慮の提供を継続的に実施していきます。」と書いてある。今年の下半期から点字情報が必要な方に対してはいくつか発信をしていく。これは全庁的に調査をして出来るところから進めていく。また、そこに留まらず、視覚障害者の方への有効な情報提供の方法については継続的に話していく。数値目標としてはっきりと書ける段階ではないが、継続することをお約束する。

中根委員) 資料7-1の取組4-3の人材不足の課題について。事業所をやっている側からすると人材の不足というのは喫緊の課題であるというのは間違いない。有効な広報戦略など、打開策とあるが、その検討はどこで、どのように行われているのか。求人広告費だけでも年間何十万もかかる。これが空振りになると事業所にとってはダメージにしかない。求人費用の助成金のようなバックアップの仕方もあるのではないかと。可能性として薄いのかも知れないが、お答えいただきたい。

事務局) 施設協議会や作業所連絡会の皆さんと一緒に就職フェアなどを開催して学生にアピールする活動を続けてきた。その手法ではなかなか集まらない状況と認識している。皆さんからも人を確保しやすくなるようなアイデアをいただいている。求人費の助成に効果があるなら、予算の中で検討したい。他自治体の事例で有効な策の情報を把握しながら模索をしていきたい。

山田（武）委員）就労支援センターでは企業への定着支援をするため福祉機関と連携して進めている。教育機関や医療機関との連携の取り組みは見えている。労働行政の方との連携という部分がなかなか見えない。行政的に横浜市として労働行政とどういった形で連携しているのかの例があれば教えていただきたい。

事務局）労働行政と関係について。毎年、横浜市と神奈川労働局とで雇用についての連絡会をしている。施策や事業について意見交換をしている。各事業について横浜市では、企業へのセミナーや企業交流会をしている。企画の段階から労働局も一緒にやっている。神奈川県にも雇用対策課があるので国の労働局と県と市とで一緒にやりながら事業を進めている。ちょっと見えにくいかもしれないので、これからの課題にしたいと思う。

山田（武）委員）見える形でお願いしたい。

渡邊委員）資料 7-1 の災害対策について。情報も含めてということになる。先日特別避難場所の訓練に参加した。私のセンターには精神障害者が特別にいらっしゃると思う。区の係長にも協力してもらいマニュアルも作った。実際に災害が起こった場合には、その方の病気の様子など、細かな情報がない中で、サポートできるのかは職員としても不安だ。これからマニュアル整備という話があった。今日も熊本で災害が起きており、いつ起こるか分からない。特別避難場所としての対応方法や必要な整備について早くお知らせしていただきたい。

田中委員）国から出された精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のところでは数値目標が示され、横浜市としての対策とされていくと思う。市内の医療機関は、入院期間などはある程度対応されていると思う。精神障害者の地域移行、定着に関して。新規の入院の方の退院率は高いが、高齢化、重度化した患者さんが多いと思う。でも、実際はどうなのか。重度化しそうな患者さんが入院を断られ続けてかなりの人が市外の医療機関を利用されてそれが長期化していることも耳にしている。こういった数値目標があるのは非常にいいことだが、病院側に罰則規定があるなど、なんらかのインセンティブがあるように感じる。抜け穴的な保護施設を整備して丸抱えで退院とみなすことなどがでてくる。そういった抜け穴を防止して本当の意味での地域移行をはかっていく横浜市の姿勢というものをきちんと示していただきたい。退院困難、地域定着が困難

な方の大きい問題に合併症や高齢化や夜間の不安などがある。対応としては、夜間サービスなどが具体的に不足しているので、訪問看護や介護部門との連携を含め、精神障害者が多様なサービスを活用できるよう、もっと実効性のある対策をピアの活用も含めてお願いしたい。

和田委員) 資料 7-2 について。私の娘が行っている学校に特別支援級がある。私が小学生の時、特殊学級の女子がいた。その子は他の子と遊ぶのがうれしいあまり、捕まえてポカポカ殴ってしまう。それを見てすごい恐怖を感じていた。学校側からその子はそういうところがあるという話をしたとして、一緒にいるから分かり合えるという簡単な問題ではないと思う。そこはどう考えているのか。

須山委員) 災害対策のときに、障害者には絶対必要な備品があると思う。例えば、補聴器の電池など。障害者別の備品リストを作るのもいいのではないか。全国に援助を呼び掛けるときに助かると思う。障害者雇用で、実際に現場で働いている方の声を聞いてあげてほしい。辞めた後で聞くのでは遅い。働いている間に声を吸い上げる方法を探してほしい。

西川委員) 資料 1 の J R 関内駅高架下の点について。あまりにも人通りが多いので働きにくいのではと感じた。もっと静かな場所で障害者が働ける環境を整えることが必要なのではないか。鎌倉市では障害者のための防災マップがある。横浜市でもそういうものを作ってほしい。移動情報センターについて、知らなかったのどこにあるかを教えてほしい。

渡部会長) 残りの時間で全てに答えるのは難しいと思うが、事務局から発言を。

事務局) 特別避難場所は、市でも検討会を開いている。誰が特別避難場所の対象になるのか、また特別避難場所での備品の整備もしているので、ご意見を聞きながら進めていきたい。精神で医療的ニーズが高まった人は、Dパットという精神医療の災害支援チームがある。そこでの対応になるかと思う。市内の病院での長期の滞留者について。定着支援事業で対象になる方を精査して退院促進にのっていただくようにする。夜間のサービスについては、大きな課題と思う。障害者雇用の場で、働いている人の声を聞くことにも取り組む。実際に私どものセミナーでは、実際の思いを伝える場も作っている。

	<p>J Rの高架下は働きにくいのではという件については、実際に事業をされる側で働きやすい環境を整備していただく必要があるかと思う。防災マップについては検討していきたいと思う。移動情報センターについては、区社会福祉協議会に設置している。学校に関して、一緒に交流し障害を理解することは大切だ。教育委員会と健康福祉局と併せて、教職員向けの障害理解のためのハンドブックを昨年度に作成した。さらに生徒向けの障害理解を進めるリーフレットも作っていきたいと考えている。</p> <p>渡部会長) 今後の方向性について、各委員から強い意見、要望をいただいたと思う。今後具体的な新たな3年間の方向性を策定していくことについて意見交換をしながら具体的に進めていきたいと思う。時間が超過してしまい申し訳ない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>資 料 ・ 特記事項</p>	<p>資料1 障害者就労啓発事業（公共施設活用事業）について（1） ＜J R 関内駅高架下＞</p> <p>資料2 障害者就労啓発事業（公共施設活用事業）について（2） ＜浦舟複合福祉施設＞</p> <p>資料3 第3期横浜市障害者プラン中間見直し ～前期3年間の振り返り及び後期3年間の方向性について～</p> <p>資料4 「障害福祉計画」に係る国の基本指針（概要）</p> <p>資料5 横浜市の各障害者手帳等統計の推移</p> <p>資料6 障害者プラン中間振り返りに向けた「当事者ワーキング（当事者同士の意見交換）及び障害者関係団体等へのグループインタビューでいただいた主な御意見</p> <p>資料7-1 テーマ別中間期の現状と今後の方向性 要点</p> <p>資料7-2 第3期障害者プラン中間振り返り</p>